

むつ市議会第197回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成20年9月2日(火曜日)午前10時開会・開議

諸般の報告

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第5 議案第68号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第69号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 第7 議案第70号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第71号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第72号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第73号 むつ市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第74号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第75号 むつ市公害防止条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第76号 財産の取得について
(むつ市立第三田名部小学校の建設用地の取得)
- 第14 議案第77号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第11分団、第12分団、第16分団、第20分団、大畑消防団第4分団及び脇野沢消防団第5分団配備の小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴う更新)
- 第15 議案第78号 指定管理者の指定について
(むつ市介護老人保健施設やげん)
- 第16 議案第79号 町の区域の変更について
(農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地のむつ市川内町家ノ辺への編入)
- 第17 議案第80号 むつ市土地開発公社定款の変更について
- 第18 議案第81号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第19 議案第82号 平成20年度むつ市一般会計補正予算
- 第20 議案第83号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第21 議案第84号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第22 議案第85号 平成19年度むつ市水道事業会計決算
- 第23 報告第18号 平成19年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書
- 第24 報告第19号 平成19年度むつ市水道事業会計資金不足比率について

- 第25 報告第20号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第26 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市一般会計補正予算)
- 第27 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田 ちよ子	2番	澤藤 一雄
3番	新谷 泰造	4番	岡崎 健吾
5番	工藤 孝夫	6番	横垣 成年
7番	野呂 泰喜	8番	川端 一義
9番	半田 義秋	10番	目時 睦男
12番	新谷 功徳	13番	富岡 修郎
14番	佐々木 隆徳	15番	白井 二郎
16番	山本 留義	17番	千賀 武由
18番	馬場 重利	19番	山崎 隆一
20番	川端 澄男	21番	中村 正志
22番	村川 壽司	23番	浅利 竹二郎
24番	菊池 広志	25番	斉藤 孝昭
26番	富岡 幸夫	27番	村中 徹也

欠席議員（1人）

11番	高田 正俊
-----	-------

説明のため出席した者

市長	宮下 順一郎	副市長	野戸谷 秀樹
教員 育会長	山本文三	教育長	牧野 正藏
公管 企業者	遠藤 雪夫	代監 査委員	菊池 十 四 夫
選挙 管理 員 会長	佐々木 鉄郎	農委 員 業会長	立花 順一
総務部長	新谷 加水	総秘 務 部 書 監	齋藤 秀人
総務 部 事務 室 長	工藤 正明	企画部長	阿部 昇
企画 部 事務	近原 芳栄	民生部長	佐藤 吉男
保健 福 祉 長	吉田 市夫	経済部長	櫛引 恒久
建設部長	太田 信輝	選挙 管理 員 会長	大芦 清重
監査 委員 長	齋藤 純	選委 事務 局 長	教育部長
			佐藤 節雄

公企業局 營長	佐藤純一	民副環境課	生理對策部長	清藤巡一
農委事務局長	吉田薰	民廢對總括主	部物課幹	竹山清信
脇野所 所長	船澤桂逸	總務課	部長	松尾秀一
總務行政係 課長	吉田真	總務政主	部課係查	澁田剛

事務局職員出席者

事務局 局長	河野健二	次長	工藤昌志
總括主幹	山崎幸悦	總括主幹	柳田秀明
議事係 査	石田隆司	議事係 査	井戸向秀明

開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第197回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布してあります。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、建設常任委員会から、今年度の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配布しております。

次に、去る8月5日に開催されました下北半島の原子力関連施設等の視察に参加した議員18名については、会議規則第159条第1項のただし書きにより、議長が出席議員の派遣を承認しておりますので、ご了承願います。

次に、本日この後、脇野沢赤坂地区における不

法投票について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（村中徹也） 日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定については、今定例会より本会議の場が仮議場から本議場へ変更となりましたので、改めて議長から指定するものであります。

議員各位の議席番号と氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表）

○議長（村中徹也） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、4番岡崎健吾議員及び24番菊池広志議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

日程第4 行政報告

○議長(村中徹也) 次は、日程第4 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 脇野沢赤坂地区における不法投棄についてご報告申し上げます。

去る6月10日開会のむつ市議会第196回定例会において、脇野沢赤坂地区における不法投棄に関する経緯や不法投棄現場及びその周辺の環境調査結果について報告しておりますが、その後の市の対応についてご報告いたします。

まず、環境調査についてであります。6月9日に採水した不法投棄現場南側地下水のダイオキシン類の検査結果につきましては、0.082ピコグラムで、環境基準値の1ピコグラムを下回っております。

また、7月24日に採水した不法投棄現場南側浸出水のほか、口広川の上流及び下流並びに旧最終処分場放流水の検査結果につきましては、ダイオキシン類の結果はまだ出ておりませんが、その他の検査項目はすべて基準値を下回っております。

なお、不法投棄現場及びその周辺の水質につきましては、引き続き定期的に検査及び監視をしてまいりたいと考えております。

次に、関係者からの事情聴取についてですが、7月10日、28日、29日及び8月27日に旧脇野沢村当時の職員7名、議会議員、村長及び脇野沢村一般廃棄物収集運搬等業務の受託業者の計10名から事情聴取を行っております。

この結果、不法投棄は旧脇野沢村長の決裁で行われ、旧脇野沢村長及び廃棄物担当職員はその違法性を認識していたことが判明いたしております。

また、不法投棄現場に残存するごみの量につきましては、現在発注しておりますコンサルタント業者の調査結果によっては、既に報告しております数値が変動することもあり得るものと認識しております。

コンサルタント業者への委託業務につきましては、不法投棄された廃棄物を撤去するため、廃棄物の種類、性状等の実態とその有害性を把握する調査と、これに基づき生活環境保全上の支障を除去し、原状回復するための対策工の選定とし、平成21年1月30日までを工期とする委託契約を8月27日付で締結したところであります。

なお、県から6月30日付で照会のあった旧脇野沢村のごみ処理については、この事情聴取を含む、これまでの事実確認に基づき明らかになった事柄を、8月1日付で回答しております。

以上、市のこれまでの対応についてですが、できる限り早期に不法投棄現場の原状回復ができるよう鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いたさせます。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(佐藤吉男) 公害対策に関するこのうち民生部が所管いたしております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてですが、ことし6月10日に開会されましたむつ市議会第196回定例会以降、9月1日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました河川等水質検査資料のとおりですが、資料1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、主要な指標であるBODの値は基準値を満たしてはありますが、DOの値が田名部川、大畑川においてわずかに基準値を満たしてはおりませんでした。

次に、資料2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります。これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川の基準値と比較いたしますと、明神川のBOD及びDOの数値が基準値を満たしてはおりませんでした。他の10河川はいずれも基準値を満たしてはありました。

次に、資料3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値を満たしてはありました。

次に、資料4ページのアツギ東北株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値を満たしてはありました。

以上で公害の発生状況、河川の水質検査についての報告を終わります。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策について、前回の報告以降の経過をご報告申し上げます。

立入調査につきましては、平成20年8月26日に青森県とともに独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所への定期立入調査を実施しております。調査結果につきましては、資料のとおり燃料廃棄物取扱棟及び保管建屋における放射性廃棄物の保管状況に異常は認め

られませんでした。

なお、本年2月15日の前回調査時点から燃料廃棄物取扱棟において200リットル黄色ドラム缶が4本ふえております。これは、管理区域内における通常の保守管理作業に伴い発生いたしました綿手袋、作業衣等のほか、平成18年10月20日付で国の認可を受けました原子力第1船原子炉に係る廃止措置計画書に記載されております放射性物質として取り扱う必要がないものについての事前調査のための試料採取及び分析作業、これはいわゆるクリアランスレベル検認作業と称してございますが、この作業を実施したことにより発生いたしました分を含んでおりますために増加したものであります。

続きまして、交通問題対策について、平成20年6月10日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成20年5月から平成20年7月までの3カ月間では、規制日数は6日で、規制本数は14本、運休は6本でございました。

次に、要望活動につきましては、去る7月15日に開催されました平成21年度の青森県への重点要望説明会におきまして、下北総合開発期成同盟会として強風対策並びに八戸駅までの直通快速便の増便及び減便されました青森直通便の復活等について県へ支援を要望しております。

また、7月17日及び18日に行われた市議会議員要望に私企画部長が同行し、県選出国會議員、JR東日本盛岡支社に対し、大湊線の強風対策、利便性の向上についての要望書が提出されております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。要望活動につきましては、去る7月15日に開催されました平成21年度の青森

県への重点要望説明会において、下北総合開発期成同盟会として下北半島縦貫道路の建設促進について要望しております。

また、7月9日及び10日に行われました東北地方整備局、国土交通省、県選出国會議員に対する市議會議員要望に私企画部長が同行しております。

この要望では、下北半島縦貫道路の整備促進のほか、国道279号の国直轄移管及び国道338号大湊地区バイパスの整備促進の3項目について要望書が提出されております。なお、これに先立ちまして、7月3日には私企画部長と企画部次長が青森河川国道事務所へ出向きまして、同様の要望書を提出しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。25番齊藤孝昭議員。

○25番（齊藤孝昭） 不法投棄について何点か質疑させていただきます。

まずは、前回の行政報告のときに、刑事処分とか損害賠償について質疑したところ、県とか弁護士とか、警察のほうに相談をして、いろんなアドバイスを受けて対応したいというふうなことをおっしゃられていましたが、前回6月定例会以降、

どのような対応とどのような内容だったのかお知らせください。

次に、きょうの新聞報道等で山崎氏が、前村長であります、勇気を持って謝罪をしたということで敬意を表したいと思いますが、その内容については、人の感覚がありますので、いいか悪いかは別としまして、どのような内容の聞き取りだったのか、何回山崎議員から聞き取り調査を行ったのか、まずはその2点お聞きいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 不法行為に係ります法的責任ということのお尋ねでございますが、6月定例会でも申し上げましたように、関係法令に照らし合わせながら、市の顧問弁護士にるる相談申し上げてご教示をいただいていたところでございます。前代未聞の事件のために、弁護士も大変ご苦労されながら私たちにご教示をしてくれたところでございます。

結論から申し上げます、民法上の責任につきましては、民法第709条に規定されます不法行為責任、これを法的根拠とする損害賠償請求、この場合は原状回復費用ということになるかと思えますけれども、この判断につきましては、弁護士の見解としては、これは実質的にはできないであろうということでございます。たとえできたといえども、ほとんど無意味なものになる、弁護士費用だけがかかるということになってしまうのではないかとございまして。

その理由でございますけれども、このたびの不法行為は、結果として法、いわゆる廃棄物処理法でございますが、これの規定に違反した廃棄物処理施設を設置したことに端を発しているわけでございますけれども、市町村合併によりまして、当事者たる脇野沢村は消滅いたしまして、すべてのことは新むつ市に受け継がれているということになるわけでございますので、仮にむつ市がこの不

法行為の責任を訴追するということになりますれば、本施設の設置者たるむつ市がむつ市を訴えるということになるわけございまして、これは意味がないということになるわけございまして。

しからば、本不法行為を執行した旧村長及び旧担当職員の責任についてはどうかということになるわけございまして、これにつきましても、たとえ訴追できたといいたしましても、旧村長も旧職員も直接自らが不法投棄をしたということではございせんし、行政の事業としてこれが結果的に処理場を設置したということございまして、これはむつ市が旧脇野沢村から継承しているということになるわけございまして、むつ市が継承した旧脇野沢村自体の行為、過失責任ということの過失相殺ということにもなりますので、ほとんどこれもまた意味をなさないものになるのではないかとございまして。

それから、家屋の解体撤去を請け負った業者についても、これもまた同様ございまして、殊に旧村が発注いたしました家屋の解体撤去作業につきましては、搬入場所が指示されており、仮に業者に過失ありといいたしましても、これもまた過失相殺により実効のないものになるのではないかとございまして。

また、他の個人の家屋につきましても、同様に村が搬入を許可していたということ、業者と個人との契約になっていることなどから、不法行為の特定、責任割合の特定が実質上できないということで、これもまた責任追及は事実上不可能ではないかとございまして。

そのほか加害者の資力の問題もあります。勝訴判決を得たとしても、強制執行できる資産がなければ裁判費用だけがかって画餅になりかねないということもございまして。

さらに決定的なことは、民法第724条に規定いたします損害及び加害者を知ったときから3年と

いう時効期間があるわけですが、これは代表機関がたとえ知らなかったとしても、実際上の実務者が知っていれば時効が進行するという判例があるわけございまして、この判例に従いますと、本件の場合も既に時効が成立していると、職員が知っていたと、違法性を承知していたということございまして、既に時効が成立していると判断すべきであろうということございまして。

また、職員の処罰についてございまして、これにつきましても、市の処罰規定に基づいて処罰することは可能でございますが、このような不法行為を職員が決定できるということではございせん。行政報告でも申し上げましたように、旧村長の決裁で行われているということがございまして。

また、むつ市及び旧村長の責任を明確にしないまま職員の責任のみを追及することはできないのではないかとございまして。

それから、刑事上の責任でございます。これにつきましても、廃棄物処理法に係る刑事上の責任につきましても、前にも申し上げましたように、時効期間が5年ということになっております。廃棄物の搬入は、事実上平成14年度でほぼ終了しております。平成16年に搬入されたのが1件ございまして、これは小屋の解体物ということで、民間の方が、地元住民の方が捨てたということございまして、これを除きますとほぼ時効が成立しているということございまして。

また、警察に告訴すべきというご意見もございましたが、告発は捜査の端緒にはなるわけございまして、警察が犯罪があると思料したときは捜査が開始されるわけございまして、告発がなければ捜査ができないということではないわけございまして。実際にむつ警察署は既に一定の調査をしたということございまして。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 旧脇野沢村村長の聞き取りは何回行ったのかについてお答えいたします。

7月29日に山崎さんのお宅にお伺いいたしました、1度行いました。副市長と総務部長、私、廃棄物対策課長で聞き取りを行ってございます。

内容について、概略ご説明いたしますと、7月10日から当時担当した職員等の聞き取りを行いまして、その聞き取りの中で一致した部分について、山崎元村長にお伺いしてございます。

主なものを申し上げますと、教職員住宅解体工事については、最終的に助役から説明を受け、印鑑を押していると。村長の責任、決裁している、やめろというのは記憶にない、あえて違法かどうかわからなかった。

2点目ですが、河川改修に係る移転説明会で家屋解体廃材を赤坂の不法投棄現場に搬入してよいと言ったかどうか分からないが、通常やっていたから違法認識がなかったの、あるいは説明会で言ったかもしれない。県から文書で指導について、指摘はあり得る、文書か口頭かわからない。前の人、住民が捨てていた。金がかかるし、木材だから環境にも悪影響がないので、やってもよいと思った。職員の進言については否定はしない。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 最初に聞きました刑事処分または損害賠償については、今の総務部長の話だと泣き寝入り状態、もう全部が全部今のむつ市の住民の皆さんの税金にかかってくるということで、本当にこんなことでいいのか。というのは、法律的には説明でよくわかります。ただ、本当に果たしてこんなことでいいのかというのは疑問に思います。だからといって、どうしたらいいかというのちょっと案は浮かびませんが、私はこの内容について、一般質問の通告をしておりますので、

そのときに話したいと思います。

2点目の前村長の聞き取りの件であります、きょうの新聞によると、役所側ですけれども、不法投棄は山崎村長が指示したということで県に報告していますが、本人はそんなことはないよというふうなことを言っているらしいのです。今の民生部長の話も、一部はよくわからないのだけれどもというふうな答えをもらっているはずなのに、なぜ県のほうに前村長が指示したということで報告したのでしょうか、お答え願います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 先ほども教職員住宅解体工事について、最終的に助役から説明を受け、印鑑を押していると。村長の責任、決裁しているということをお伺いしまして、職員の聞き取り等々あわせまして、当然村長としてその違法性を認識しながらも、公共事業でございますので、赤坂地区に埋め立て焼却処分したということで、村長の指示があったという報告をしてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） これも新聞報道になりますが、新聞の報道がもしかして間違っているかもわかりませんが、主導的役割でないかと否定したというふうな部分も、ある一部の新聞に載っていますので、そこが信憑性がどうかというのはこれからいろんなやりとりをまたやっていくと思いますので、ぜひ明らかにしてほしいと思います。

もう一つ、これも先ほどの新聞報道の内容にちょっと関連するのですけれども、本人が9月2日、きょう開会の定例会で特別委員会を設けてもらえれば経緯を説明したいというふうな話をしているようであります。特別委員会を開かないといろんな話をしないのですかね。そういう話は聞き取りの中でありましたか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

そういう質問は、私のほうではしてございません。また、旧村長からもそういう話は伺ってございません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 引き続き責任の所在についてちょっとお伺いしたいのですが、先ほど斉藤議員が言ったように、泣き寝入りという状況かなというふうに思うのですが、市長にお聞きしたいのが、同僚の議員のこともありますので、なかなか言いづらいところもありますが、こういうふうきちっと報告書にも旧脇野沢村長がその違法性を認識していたという、その方が現在公職についているということについて、市長はどういうふうに思うかということをお聞きしたいと思います。

次に、ちょっとまた話は違うのですが、もっと私詳しい報告書が出るのかなとは思っていたのですが、こういうふうに公的に行われた不法投棄ですから、当然いろんな書類が残っていたと思います。それで、できるだけわかる範囲、とにかくその書類を全部探し出して、どういうものがいつ、どのくらい捨てられたかというふうな資料は調べなかったものなんでしょうか。そういうのを出す気がなかったものかどうか。もし書類が残っていれば、そういうのをきちっと出すことができると思うのです。ですから、そういう現状分析の資料が私は今回出るのかなというふうに思ったのですが、そこら辺の作業はしたのかどうかというのをお聞きしたいし、できればそういう資料を出してもらいたいというふうに思うのですが、これ2点目。

あと3点目ですが、コンサルタント業者に委託しているということですが、これどういう業者に委託しているのかということと、どうい

基準で今の業者を選んだのかという、以上3点よろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

現在旧村長が公職についているというふうなことでございますけれども、この公職につくには、やはり市民の判断をいただいて公職についているわけでございますので、私からは今の立場でとやかく申し上げることはできるものではないと、こういうふうに認識しております。

また、投棄量のバックデータのことだと思えますけれども、調べ得るできる限りのバックデータはとりました。しかしながら、それが野焼きにして、そして覆土しているというふうなことで、最初の数量、これもまだ確定は、約9,000トンというふうなバックデータはとりました。しかしながら、その後よく事情聴取をしましたら、野焼きにしてそれを覆土して減量されているだろうというふうな推測もあります。そういうふうなものをひっくるめまして、今コンサルのほうに発注をして、その量、性状、そういうふうなものの調査をお願いしている状況でございます。

また、コンサルにつきましては、専決処分をいたしましたので、後ほどの本会議でその専決の内容等については質疑に応じて答弁をさせていただきたいと、こう思います。報告として提出しております。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 最初のお尋ねについては、市長は市民から選ばれたということで、そこに落ちつけたのでありますが、ただやっぱりこれは違法性を認識していたと、そしてそういう不法投棄したという方がやっぱり公職にあるという点では、市民から選ばれたというのは当然皆さん知ってい

ますから、ただモラルの問題という点で、まずその市長の見識をお聞きしたかったのです。そういう方というのは、一般論でもいいです、そういう公職につくというのはどうなのか。大変私も言いつらいので申しわけありませんが、そのところをちょっと市長の見識をお聞きしたい。

2番目の点であります。コンサルタントをお願いしているということではなくて、内部で資料がなかったのですか。ある資料、わかっている情報を全部やっぱり私たちに知らせてほしいと思うのです。当然書類も10年以上は保管しなくてはいけないとかというのがありますから、そういう資料を、現状分析、いつ、何を、どういうふうに、どのくらい投げたのかというのをわかる範囲でよろしいので、それを今後出す考えはないかどうか。そこを再度お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一般論のお話が出ましたけれども、私はこの場では一般論をお話する立場でないと。ただ、違法性を認識していたというふうなことでございますけれども、法を犯してやりなさいというふうな私はとらえ方をしておりません。先ほど行政報告の中でもお話をいたしましたように、決裁をしたというふうなことで、自ら進んでここに投棄をしなさいという、そういうふうなことではないという私はとらえ方もしているわけでありまして。しかしながら、その部分で平成2年の段階で、もう採石場というものが、石を採掘して、採石場がある程度完了している状況だと、そういうふうな部分。それからさらに、当時の村の行政のバックヤード、これもやはりしっかりとらえていかなければいけないというふうなことは前からお話をさせていただいておりますけれども、そういうふうなものをやはり十分総合的に考えていかなければいけないのではないかと。ここでは一般論、要するにその身分についての一般論

は申し上げる立場にはないと、こういうふうに思っています。

資料は、教育民生常任委員会のほうに報告いたしておりますけれども、後ほど議長を通じまして提出可能であるというふうに認識をしております。しかしながら、これはかなり古い資料もございます。平成になる前の昭和53年当時からのものだと、さらにまたその部分で合併を機にして書類等が散逸している部分があります。ですから、これが絶対的な量であるというふうな部分、これはなかなか保証しづらい部分もございますので、先ほど言いましたように、約9,000トンと当初お話をいたしました。しかしながら、教育民生常任委員会のほうでは、これは6,000トンと。これは何かというと、やはり投棄したものを野焼きをして、そして覆土したと。そこには減量されているだろうというふうな、もろもろを勘案してそういうふうな形になっておりますので、確たる数量というふうなものは、残っている資料は、その部分を積み上げていけば、その投棄量はわかるわけですけれども、しかしそれが果たして本当に正確なものなのかというふうなこと、圧縮もされております。野焼きもされております。そういうふうな部分で、正確な数字ということにはなかなかならないというふうな部分も推測をしておりますので、できる限りの資料は提出をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 最初の問題であります。市長は犯罪を犯したわけではない、ただ決裁をしたような、そういうふうなイメージで答えたのですが、ただこの報告書にもあるように、違法性を認識していたとはっきり書いているのです。法律を犯しているというのを本人が認識して判こを、決裁したということですから。そして市長はそういうことについて、一般論のモラルの問題でも明

言を避けるというふうな、もし市長がそういう姿勢であるならば、一般論でもそういうのも言えない。法を犯したのです、違法性を認識しているのですから。法を犯した人が公的な仕事についても、それは私は何も言える立場でないと。もし市長がそういうふうな姿勢であるならば、これからいろんなそういう法に触れるような問題が起こるかもしれない。それについても多分同じような立場を貫いてしまうのではないかなというふうに、私はそれを大変心配いたします。

今市長が、市長の立場になってまだ1年ということで、いろいろな問題にぶつかって大変だろうと思いますけれども、でもやっぱりこういうときにきちっとけじめをつける、市長としてのそういう判断を、違法は違法だということで認識して、一般論ながらも、やっぱりそういう方についてはそれなりのというふうな形で、やっぱりきちっと処理ができるような、そういう姿勢を私は望みたいと思います。最後に一言市長のお考えをよろしくお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 違法性の認識というふうなもの表現もございまして、また職員からも聴取したところ、そういうふうな表現が出ております。しかし、これは行為を行う前に違法性を認識していたのかどうか。これは、平成2年のころでございます。その部分で、投棄をしてから、後でさまざま法律も変わってきております。そういうふうな段階で職員のほうから進言があったと。そういうふうな時系列もやはりきちっと考えていかなければいけないのではないかなと。全くさらのところから、これは違法性を認識して、ここに投棄しなさいと、こういうふうにやったものなのか、それとも、聞くところによりますと、平成2年、もう既に野焼きもしていました。海岸で野焼きをしているとか、そういうふうなものも、投棄して

いたというふうな部分の情報もあります。そういうふうなことで、全体の行政の流れの中でもう進んでしまっていた。ところが、ある時点でこれは違法ですよという段階で進言を受けた。そういうふうな私は時系列的なとらえ方をしております。その意味での違法性を認識しているというふうな部分、これは投棄をしてから、ただその部分で、違法性を認識して進言を受けた段階でただちにストップをしなかったということは、私は遺憾に思っているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。12番新谷功議員。

○12番（新谷 功） この不法投棄に関しては、さきの市長の行政報告によれば、ごみの不法投棄量は9,000トンということでございましたが、今市長の説明を聞いておれば、当時の古い資料等々、あるいは野焼きによって変動があると。つい最近のマスコミ報道によれば、6,000トンという推定量が出ておるのですけれども、そのためにそれらを、ごみの量あるいはごみの種類、性状等をきちんとするためにコンサルタントに発注したと。

そこでお聞きしたいのですけれども、例えばコンサルタントに発注した工事内容、落札したコンサルタントの会社もお聞きしたいのですけれども、例えばどういう方法をとって、今ここで述べられている廃棄物の種類あるいは性状等の種類、実態、量も含めて調査することになるかと思うのですけれども、その調査方法を教えていただきたいと思っております。

それから、県のほうから6月30日付でもっている不法投棄に関して質問が参ったと、そして市のほうでは8月1日でもって回答しておると。今回僚議員からもその内容云々ということが出ておるわけですが、私は教育民生常任委員会の委員でございますので、大変貴重な資料を出し

てもらって、私もよくそれを見ております。そう
いうことで、8月1日付で回答したと。そうすれ
ば、それについて県のほうから、またそれなりの
さたがあるかと思っておりますけれども、きよ
うは9月2日、1カ月経過しているきょうの段階
で、県の質問に対してむつ市が回答した、その返
事といえますか、それが来ているのかどうか。も
し来ていれば、その内容についてお伺いしたいと
思います。また、来ていなかったら、いつごろそ
の返答が来るのか。その返答によって、今後むつ
市の、この今の不法投棄の廃棄物の処理の方法、
あるいはどうするかということで検討の段階に入
ると、このように認識しておるわけでございま
すが、以上の点についてお答えをお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） コンサルへの発注の内容と
いうふうなことでございますけれども、工事内容、
調査内容、調査の手法とか、そういうふうなもの
につきましては、今定例会で報告といたしまして、
専決処分をした内容として上程を間もなくいたす
わけでございますので、その場面で正式なお答え
ができるのではないかなと思いますけれども、今
しなさいということで議長から命じられましたら、
書類等を取り寄せていたしますけれども。

次に、県からの返答、一度うちのほうから出し
たその回答に対しての返答というふうな状況は、
担当部長から説明させます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 2点目の8月1日に県か
らの旧脇野沢村のごみ処理についての照会に対し
て文書回答をいたしましたけれども、その後県か
らは特段の照会等は来てございません。8月28日
に廃棄物対策課長と総括主幹が県庁に参りまし
て、県の環境政策課長と事務打ち合わせをしてお
りますが、この段階では特段のご指摘はございま
せん。

コンサルタントへの業務の調査内容についてで
ございますが、測量調査、ボーリング調査6カ所、
重機試掘調査2カ所、廃棄物分析8試料、土壤分
析、埋め立て地中8試料、周辺地表1試料、発生
ガス調査1カ所等でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（新谷 功） 今のコンサルタントへの発注
内容、ボーリング調査が6カ所、あるいは何と言
いましたか、今聞き漏らしたのですけれども、2
カ所、これはバックホーか何かで掘って調べると
いうことになるかと思えますけれども、このボ
ーリング調査に関しては、これはいわゆる地下水
の調査ということで考えてもいいのか、あるいは
ボーリング調査してごみの量、あるいはそのごみ
の種類を把握するための調査ということになるも
のかどうか、再度伺っておきたいと思えます。

それで、もう一点は、8月28日に県のほうに担
当職員等々がお伺いしたと。そのときには、県の
ほうからは特段の意見と申しますか、それがなか
ったということの民生部長の報告でございました
けれども、質問を寄せて、それに回答して、それ
に対して県のほうからは何らかのさたがあるのが
普通ではないでしょうか。今後は、それに対して
県の指示を受けてどのようにするかということが
、今の質問のやりとりでもって出てくるかと思
うのですけれども、その辺は部長、認識はどうな
のですか。もし来なかったら、その伺った目的も
ちょっとわかりませんが、私今考えれば、
その回答した結果についてのことでお伺い
したと、このように理解するのですけれども、そ
の辺はいかがなものでしょうか。何のために訪問
したのか。その訪問目的、あるいは県のほうから
はそのときは出なくても、今後いつごろその返答
が出てくるものかどうか、お願いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） まず第1点目でございますが、ボーリング調査6カ所、重機による試掘調査2カ所については、廃棄物の種類、性状等の実態とその有害性を把握するための調査でございます。

2点目の8月28日に県の環境政策課に参りまして、県の担当課長等に経過を説明いたしました。この中の主なものを申し上げますと、市の調査によると、不法投棄の原因者は旧脇野沢村となるので、旧脇野沢村と合併したむつ市が業務を引き継ぐことになる。むつ市が不法投棄廃棄物を撤去し、適正に処理するものと県では考えていると。水質検査で基準値を超えていた鉛について原因を特定し、口広川を含めて環境調査のモニタリングする必要がある。県から市の今後の方針について文書で照会するが、撤去計画を作成したら報告してもらいたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（新谷 功） 廃棄物対策課に伺ったら、県のほうではむつ市のほうが適正に処理するというような今答弁がなされたけれども、それでいいのでしょうか。その点もう一度。

それから、撤去計画を挙げてくださいと。撤去計画は、この行政報告によれば、1月30日までがコンサルタントへ発注した工期ということになりますから、予定としては、このコンサルタントの結果が出て、そして撤去計画を作成するという手順だろうと思いますけれども、しからばそれはいつごろになるのでしょうか。

それから、部長、ボーリング調査の目的、重機による、バックホーによる試掘が2カ所。私は、バックホーによる試掘は、これは一番効率が良いのではないかと。例えばそれによってごみの種類、建築廃材であるか、あるいはコンクリート殻であるか、これは適正なやり方であるなど。しかし、

ボーリングに関しては何のためにやるか、ちょっとその辺聞き漏らしたのですけれども、部長、もう一度答弁していただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、適正に処理するというふうなことでございます。基本的に先ほど行政報告の中でも申し上げましたとおり、不法投棄現場の原状回復ができるよう鋭意努力していると。基本的には撤去というふうな形でございます。それもやはり県の指導、産業廃棄物でございますので、県の指導というふうなことを受けながら、協議をしつつ進めていかなければいけないと、こういうふうな私は認識を持っております。

また、撤去計画はいつごろなのかと。これはやはりそのバックデータをとるためのコンサルに今発注をしたわけでございますので、それらをコンサルと協議をし、また県との協議というふうなことも踏まえますので、工事期間は1月30日まででございますので、それ以降になるだろうと。今ここではっきりと何月までというふうなことになりますと、さまざまな調査の状況でずれ込んだりいたしますと、またその発言に対しての責任というふうなことも出てまいりますので、その1月末以降のコンサルの調査結果を踏まえての撤去計画をお示しすることになるというふうなことにとどめさせていただければなと思います。

ボーリングの部分については、担当部長からご説明いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） ボーリング調査6カ所、重機試掘調査2カ所という選定した理由につきましては、県境の産廃処理等の対策等の事例を調べまして、現状に合う形の調査を選定したというところでございます。開削2カ所、面積的なもの等です。ボーリング調査については、廃棄物の種類、性状等でございますので、水をとるための穴では

なくて、サンプルをとるためということでございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。21番 中村正志議員。

○21番(中村正志) 何点が質疑をさせていただきます。

今回のコンサルタント業者への業務委託は、大きく分けて現状を把握するための調査と、これも同じく原状を回復するための対策工事の選定と大きく分けて2つあるかと思うのですが、ここで言います後半の原状回復という認識は、全量撤去というふうな認識でよろしいのでしょうか。まず1点目、それをお聞きしたいと思います。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(佐藤吉男) お答えいたします。

基本的には、有害物質、産業廃棄物でも無害のものもでございますけれども、有害物質が出れば、当然その部分については全量撤去が基本方針でございます。

無害のものについては、近くの辰内地区に脇野沢地区の最終処分場があるのですけれども、例えば覆土の部分で無害であれば、そちらへの撤去も考えられるのではないかと。いずれにいたしましても、コンサルタントの結果が出ないことには対策工を現段階でこする、ああするということは申し上げることはできません。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 21番。

○21番(中村正志) そうしますと、今のコンサルタントの報告を受けまして、生活環境保全上支障がなければ全量でないことも考えられるというふうな認識を持ってよろしいのでしょうか。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(佐藤吉男) 現状の場所からは全量撤去の方針でございます。先ほど申し上げましたの

は、ちょっと離れたところに現在の最終処分場があるのですけれども、そちらに持っていてもいいのであれば、そちらに撤去したいと。そうすれば、撤去費用も安く上がるのではないかとということでお答えさせていただきました。それも産廃でございますので、当然県と協議しながら決定されるということになります。

以上でございます。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。15番 白井二郎議員。

○15番(白井二郎) 先ほどるる市長、また部長から説明があったわけなのですが、聞いていますと、基本的に市で撤去をしなければならないということは十分認識をいたしました。

そこでなのですが、撤去するとなれば当然お金がかかるわけでございます。訴えてもどうにもならないとか、それはあれなのですが、道義的責任とか、いろんな面があります。幾らかかるかは私にはわかりませんが、やはり市民に対する説明、ということは、旧脇野沢村は不法投棄した側ですからいいとしても、あと合併した市町は、それを当然負担しなければならないと。旧脇野沢村の方も当然同じく負担するわけなのですが、でも説明のないまま議会だけに説明していいものかどうか。その辺のところを市長はどのような認識を持っているのかをお伺いします。

そしてまた、コンサルタントに1,800万円ぐらいですか、今回つけて、現実にお金もこれから出るわけなのです。やはり行政のトップである市長は、こういう不法投棄、いろんな諸問題について、今きちんとしたことを示さなければだめではないかなと。その辺を踏まえまして、市長はどのような認識を持っていますか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 合併前の事案でございますけれども、新市むつ市全体でこれは費用の部分の

負担をしていくべきものであると、そうしなければいけないだろうと、こういうふうに思います。

そこで、負担をする市民に対しての説明というふうなことでございますけれども、撤去計画、費用、それらは議会を通じて説明を申し上げます。しかしながら、今白井議員お話ししの根底には、市民に対して説明を詳しくするべきであるというふうな部分があります。また、市民の代表であります議会議員の方々には当然説明をいたしますけれども、さまざまな手法を通じて撤去計画及び費用等については十分市民の方々にもご説明をしていきたいと。市政だより等を通じて、そういうふうな手法でご説明をしていかなければいけない、こういうふうな認識をしております。

以上です。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（白井二郎） 今市長が言ったとおり、よろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり今財政計画の真っ最中でございます。また、正直言ってこの辺が幾らかかるか、たしか6月定例会で億の話もしておりますが、当然狂いが生ずるわけでございます。ということは、市長、また担当部局で考えているシナリオどおりにはいかないということは目に見えてきております。このような昨今、経済も芳しくない時代でございます。税収の伸びる要素も余らないということで、このような出費をするということは大変むつ市にとっても一歩下がる思いでございます。市長におかれましては、私も議員の一人として市民には説明するつもりでございますが、やはり行政のトップが先頭を切って、お金の使い方でございますので、市民に対して詳しく説明をしてもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 旧村長と、それから業者につ

いて、撤去費用については請求しているのか。それとも、これからも請求するつもりがあるのかということですか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 損害賠償請求につきましては、先ほどお答えいたしましたように、過失相殺等の問題があります。そういうことで、たとえばしたとしても、これはなかなか実質的な実効を得るような形にはなり得ないだろうというふうなことが弁護士からのご教示でございます。そういうことで、弁護士費用だけがかかるという形になるのであれば、これはやはり無駄であろうというふうに考えております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 請求は裁判外でも請求できると思うのですが、その点については請求するつもりはないのですか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 市が個人に対して、あるいは業者に対して請求するということになりますと、きちっと法的根拠を踏まえたうえでないと請求ができないということになるかと思ひますので、そういう面では弁護士のご意見を参考にし、現在のところは当然控えているということでございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第27 議案一括上程、 提案理由説明

○議長(村中徹也) 次は、日程第5 議案第68号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例から日程第27 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの23件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) ただいま上程されました18議案5報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第68号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてで

ありますが、本案は、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、自己啓発等休業の対象となる奉仕活動に関する規定について、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第69号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例について議員の報酬の名称を議員報酬に改めるほか、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第70号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、当市の人材育成にという趣意を持って、やまぼうし育英資金の原資としてご寄附をいただきましたので、これを育英基金に組み入れ、有効な運営を図るためのものであります。

次に、議案第71号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正に伴い、鉄道再生事業等を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋並びに公益社団法人等が所有する重要無形文化財の公演のための施設に係る土地及び家屋に対する都市計画税の課税標準の特例を追加するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第72号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、特別交付税措置が講じられている平成20年10月1日から平成23年3月31日までの間の交付手数料を無料とするためのものであります。

次に、議案第73号 むつ市総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴い、施設を使用することが

できる法人の規定について、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第74号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、市内全地区でゴミ収集体制等の統一を図るためのものであります。

次に、議案第75号 むつ市公害防止条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市公害対策審議会を組織する委員の構成を変更するためのものであります。

次に、議案第76号 財産の取得についてであります。本案は、むつ市立第三田名部小学校の建設用地を取得するためのものであります。

次に、議案第77号 財産の取得についてであります。本案は、むつ市消防団むつ消防団第11分団、第12分団、第16分団、第20分団、大畑消防団第4分団及び脇野沢消防団第5分団に配備した小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴い更新するためのものであります。

次に、議案第78号 指定管理者の指定についてであります。本案は、むつ市介護老人保健施設やげんの管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第79号 町の区域の変更についてであります。本案は、農林水産省から青森県に所管がえされた国有林地をむつ市川内町家ノ辺に編入するためのものであります。

次に、議案第80号 むつ市土地開発公社定款の変更についてであります。本案は、公有地の拡大の推進に関する法律等の一部改正に伴い、監事の職務に関する規定について、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第81号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、本年12月31日をもちまして任期

満了となります。坪二三子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第82号 平成20年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、8億3,040万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は322億8,793万6,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では、新たな産業の育成等による雇用の創出について戦略的な対応を図るため「産・学・官・民」で組織する下北・むつ市経済産業会議の運営費及び青森市と下北半島とを結ぶ離島航路の維持運営のための補助金のほか、入札管理業務及び家屋評価業務の効率化を図るためのシステム購入費を計上しております。

また、平成18年12月に取得いたしました旧アークプラザを新庁舎として整備するための本庁舎移転事業費を計上しております。

これまで、本庁舎移転事業費の予算計上につきましては、十分精査するための時間が必要であること、またいわゆる地方財政健全化法の対応を視野に入れつつ赤字解消計画の確実な履行を期するため、財政再建に影響を与えない時期を慎重に見きわめなければならないことから、見送ってきたものであります。このたび本庁舎移転に係る全体の事業費及びその財源の積算並びに市財政の健全化の見通しがつきましたことから、本事業に着手するためのものであります。

まず、財政状況についてご説明いたします。第196回定例会で既に申し上げておりますが、平成19年度むつ市一般会計決算における単年度収支は3,124万8,000円の黒字見込みとなっており、赤字解消計画における単年度収支見込額3億2,000万円の赤字と比較すると、約3億5,000万円の改善が図られた形となっております。

また、今年度の決算見込みにつきましては、本

補正予算に計上しておりますとおり、東京電力東通原子力発電所1号機及びMOX燃料加工施設に係る電源立地地域対策交付金について、立地促進枠相当分の前倒し交付の条件が整ったことなどにより、約6億7,000万円を増額しております。この要因等により、赤字解消計画における単年度収支5億500万円の黒字を上回る約5億5,000万円の黒字を見込んでおり、収支不足額の解消に寄与するものと考えております。

次に、本庁舎移転事業につきましては、ご提示しております資料の本庁舎移転事業費比較表にその詳細を記載しておりますが、本事業のうち工事監理委託、植栽等工事を含む庁舎改修工事及び情報センター移設工事につきましては、本年度と翌年度の2カ年の継続事業として実施することとしております。

なお、本事業と併行して整備を予定しております開放エリアの整備計画につきましては、開放エリアの整備案及び整備イメージ図として資料に添付しております。

次に、民生費では、むつ市社会福祉協議会が開設したボランティア・市民活動センターの運営に対する補助金及び地域自立支援協議会と連携して行う障害者福祉サービスに関する相談会等の開催経費を計上しております。

また、大畑診療所の一部を介護老人保健施設へ転換するための改修経費等を計上しております。

農林水産業費では、むつ市肉牛特別導入事業基金の残額のうち国及び県の交付相当額分を返還するための返還金及び分収造林設定契約等に基づく分収造林の売払収益に伴う分収金を計上しております。

土木費では、第三田名部小学校建設予定地に接する市道酪農2号線について、通学時の安全を確保するための拡幅や歩道整備等に要する経費を計上しておりますほか、大畑川の内水はんらん防止

のための大畑地区排水路整備事業費を増額しております。

消防費では、小川町2丁目の私有地に設置しております防火水槽の撤去に要する経費を計上しております。

教育費のうち教育総務費では、教育委員会事務評価事業に係るアドバイザー及び児童・生徒の問題行動について調査研究するスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費を計上しておりますほか、スクールサポーターの増員に係る賃金を増額しております。

また、当市の人材育成にとの趣意でご寄附がありましたので、育英基金繰出金を計上しております。

小・中学校費では、第三田名部小学校建設事業を進めるうえで都市計画法に基づく開発行為の許可手続を経る必要があるため、造成工事を来年度に繰り延べすることから、事業費の調整を行っておりますほか、児童及び生徒用机・いす整備事業費の執行残を減額しております。

社会教育費では、図書資料の購入資金にとの趣意でむつライオンズクラブからご寄附がありましたので、図書資料購入費を増額しておりますほか、図書館ロードヒーターの改修経費を計上しております。

諸支出金では、救急医療の確保及び小児医療の運営に係るむつ総合病院に対する負担金を増額しておりますほか、むつりハピリテーション病院の前年度赤字分に係る負担金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。市税では調定の増額に伴い、個人市民税及び固定資産税を増額しております。

地方特例交付金及び地方交付税のうち普通交付税では、交付額の確定に伴い増額しております。

国・県支出金では、補助内示等に伴う収入見込みにより増減調整しております。

なお、電源立地地域対策交付金の増額に伴い、交付金充当事業の財源更正を行っております。

繰入金では、本庁舎移転事業に伴う公共施設整備基金繰入金を増額しておりますほか、肉牛特別導入事業基金繰入金を計上しております。

市債では、各普通建設事業との関連で借り入れ見込額を計上しております。

その他歳出との関連で収入見込額を計上しておりますほか、諸収入において歳入不足額を減額しております。

次に、議案第83号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、1,222万7,000円の増額補正でありまして、メタボリックシンドロームの該当者等を対象に生活習慣の改善を支援するための特定保健指導事業費及び前年度療養給付費等交付金の精算に伴う償還金を計上しておりますほか、前年度療養給付費負担金の精算に伴う国庫負担金の増額分を予備費で増額調整しております。これにより補正後の歳入歳出予算総額は72億9,695万6,000円となります。

次に、議案第84号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、3,706万6,000円の増額補正でありまして、前年度介護給付費負担金等の精算に伴う償還金を計上しております。これにより補正後の歳入歳出予算総額は42億4,840万8,000円となります。

次に、議案第85号 平成19年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益は15億5,115万9,950円で、水道事業費用は15億349万1,045円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では3,404万4,266円の純利益を生じた決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります

が、資本的収入額は、企業債、国庫補助金等で9億2,237万1,200円となり、資本的支出額は建設改良費及び企業債償還金で14億4,529万8,512円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億2,292万7,312円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしております。

次に、主な事業内容についてであります。簡易水道統合整備事業で9路線、配水管整備事業及び簡易水道施設改良事業で16路線の工事等を行っております。

次に、報告第18号についてであります。これは平成19年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書についてでありまして、継続費をもって平成14年度から実施しておりました簡易水道統合整備事業が平成19年度で完了しましたので、報告するものであります。

次に、報告第19号についてであります。これは平成19年度むつ市水道事業会計資金不足比率についてでありまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、報告第20号についてであります。これは去る6月11日、むつ市役所本庁舎駐車場で発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第21号についてであります。これは平成20年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、脇野沢赤坂地区における不法投棄廃棄物の種類、性状等の調査及びこれに基づく対策工の選定に係る業務委託に急を要したため、専決処分したものであります。

次に、報告第22号についてであります。これは去る8月22日付をもって、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関

する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の内容といたしましては、事業者が取得する家屋、減価償却資産及び土地に係る固定資産税の課税免除の基準となる取得価格を引き下げるなど、所要の条文整備をしております。

以上をもちまして、上程されました18議案5報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご認定及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。9月3日から5日まで及び8日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、9月3日から5日まで及び8日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、9月6日、7日は休日のため休会とし、9月9日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時31分 散会

議席表

1番	鎌田	ちよ子	議員
2番	澤藤	一雄	議員
3番	新谷	泰造	議員
4番	岡崎	健吾	議員
5番	工藤	孝夫	議員
6番	横垣	成年	議員
7番	野呂	泰喜	議員
8番	川端	一義	議員
9番	半田	義秋	議員
10番	目時	睦男	議員
11番	高田	正俊	議員
12番	新谷	功	議員
13番	富岡	修	議員
14番	佐々木	隆徳	議員
15番	白井	二郎	議員
16番	山本	留義	議員
17番	千賀	武由	議員
18番	馬場	重利	議員
19番	山崎	隆一	議員
20番	川端	澄男	議員
21番	中村	正志	議員
22番	村川	壽司	議員
23番	浅利	竹二郎	議員
24番	菊池	広志	議員
25番	斉藤	孝昭	議員
26番	富岡	幸夫	議員
27番	村中	徹也	議員